

「福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託募集要領」

1 趣旨

本要領は、返還の公平性の確保と滞納金の縮減を図るため、以下の債権の回収業務について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することとし、事業者を選定するために実施する企画提案募集における必要な事項を定める。

- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金
- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校奨学金
- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校入学支度金
- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金

2 業務の内容等

(1) 業務名

福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務

(2) 委託業務の内容

別添「福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託予定期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日

(4) 委託金額

成功報酬（委託期間中の回収額に実績報酬の割合を乗じた額とする。）

3 プロポーザルへの参加資格

参加要件は以下のとおりとする。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定によるもの。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続きの申し立てをしたもの又は更生手続き開始の申し立てをされたもの。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続きを申し立てたもの又は申し立てをされたもの。

エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団又は暴力団員に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

- (3) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）であること。
- (4) 債権回収会社にあつては、企画提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による業務改善命令を受けていないこと。
- (5) プライバシーマークを取得していること。
- (6) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。
- (7) 福岡県内に本店若しくは支店、営業所等の事業活動拠点を有するものであること。

4 応募手続き

(1) 参加希望書の提出

企画提案に参加する者は、次により参加希望書を提出するものとする。

提出期限	平成 29 年 8 月 3 日（木）午後 5 時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送とする。
提出先	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 福岡県教育庁内（福岡県庁行政棟 4 階）
提出書類	企画提案公募参加希望書（別紙様式 1）

(2) 質問の受付

本業務に関する質問については、原則として、「質問書」（別紙様式 2）を提出するものとする。

受付期限	平成 29 年 7 月 24 日（月）午後 5 時まで（必着）
受付方法	質問書（別紙様式 2）をファクシミリ又は電子メールにより送付すること。（ファクシミリ、電子メール送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと）
回答期限	平成 29 年 7 月 31 日（月）
回答方法	参加希望書の提出があったすべての者に対し、参加希望書に記載された連絡先にファクシミリ又は電子メールにより回答する。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

(3) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限	平成 29 年 8 月 10 日 (木) 午後 5 時まで (必着)
提出方法	持参又は郵送とする。
提出先	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 福岡県教育庁内 (福岡県庁行政棟 4 階)
提出書類	企画提案書 (別紙様式 3 を鑑としてください。) 提案書には評価基準を基に、次の内容を含むこととする。 ①奨学金回収業務における基本方針 ②組織体制 ③委託業務の具体的な実施方法 ④見込回収率、実績報酬の割合 (30%以内で提示すること。) ⑤個人情報保護体制 個人情報保護の取組状況・取組体制を記載すること。 なお、福岡県個人情報保護条例 (平成 16 年福岡県条例第 57 号) を考慮すること。 ⑥取引の状況 (過去 3 年実績 26~28 年度) 次の内容を含むこととする。 ア 総取引先数 イ 取引先の主な業種内容 (金融業、官公庁など) ウ 累計総受託件数 エ 累計受託金額 オ 国、地方自治体等から、奨学金返還金の債権回収業務を受託している場合は、その受託契約の名称 ⑦ その他 ア 事業内容等を説明するのに必要な書類 (全て A4 サイズとする。)
提出部数	企画提案書 7 部 (うち 6 部は写し可)
提案件数	提案件数 企画提案は、1 法人につき 1 件とする。
留意事項	① 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ② 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③ 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げ

	<p>る場合は、速やかに「取下願書」(別紙様式4)を提出すること。</p> <p>また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願書」を提出すること。</p> <p>④ 提出された企画提案書について、財団から内容についての質問及び補正を命じることがある。</p> <p>⑤ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。</p> <p>⑥ 提出された企画提案書は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。</p> <p>⑦ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願書」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。</p> <p>ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案</p> <p>イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案</p> <p>ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案</p> <p>⑨ 審査結果に係る質問や異議は一切受け付けない。</p>
--	--

5 選定方法及び選定委員会

(1) 選定方法

提出された企画提案書は、福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収会社選定委員会において、別紙評価基準に基づき採点方式による審査を行い、委託事業者を選定する。

審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容により行う。

企画提案が1事業者のみであった場合又は、審査の結果同点となった業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。

(2) 選定委員会

開催日時・場所	平成 29 年 8 月中旬～下旬 日時、開催場所については、後日、企画提案者に通知する。
企画提案 の所要時間	・プレゼンテーション 10 分程度 ・委員からの質疑
注意事項	・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。 ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書によること。 この場での内容等の変更は認めない。 ・プレゼンテーションは 3 名以内で行うこと。 ・他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。 ・プレゼンテーションに欠席した場合は、審査の対象とはしない。

6 受託者の選定及び選定結果の発表

- (1) 審査の結果、もっとも優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	平成 29 年 8 月下旬～9 月上旬
方 法	すべての応募者に文書により通知する。
その他	委託予定事業者については、事業者名、代表者名、住所、連絡先等を財団のホームページにおいて公表する。

7 契約

(1) 契約の締結

選定した委託予定事業者と公益財団法人福岡県教育文化奨学財団とが協議し、業務にかかる仕様を確定させたいうで、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、提出された企画提案書が仕様書の基本となるが、協議により内容を一部変更する場合がある。

協議が整わなかった場合は、評価基準が次に高い応募者と協議を行う。

(2) 契約書等

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保有するものとする。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を含む額で表示するものとする。

- (3) 契約保証金は見積金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、福岡県財務規則第

170 条のいずれかに該当する場合は免除する。

8 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 プロポーザルに係る事務の担当

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（担当者 真崎・良永）

〒812-8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話 092-641-7326 F A X 092-641-7530 電子メール f-shisho@river.ocn.ne.jp